

第1章 はじめに

- 1-1 計画策定の目的
- 1-2 立地適正化計画とは
- 1-3 立地適正化計画に定める事項
- 1-4 計画の位置づけ
- 1-5 計画の目標年次
- 1-6 計画の対象区域



1-1 計画策定の目的

多くの地方都市においては、急速に人口が減少しており、拡大した市街地のまま人口減少が進めば、一定の人口集積により支えられてきた医療や商業等の生活サービスの提供が困難となることが想定されています。

本市においても、近年の大型宅地造成等により令和2年には人口増加に転じましたが、令和2年以降は減少し続けることが予測されており、子ども、子育て世代、高齢者など様々な世代の市民が安心して快適に住み続けられるよう、長期的な視点でまちづくりを進める必要があります。

そこで、本市では、「江別市都市計画マスタープラン」（以下、「都市計画マスタープラン」という。）の見直しに合わせて、「江別市立地適正化計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、コンパクトで持続可能なまちづくりを推進します。

1-2 立地適正化計画とは

急激な人口減少や少子高齢化等を背景に、国では、行政と市民や民間事業者が一体となってまちづくりを促進するため、平成26年8月に都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）の一部改正法の施行により立地適正化計画制度を創設しました。

立地適正化計画は、医療、介護福祉、商業等の都市機能や居住を誘導・集約させ、公共交通の充実によりアクセス利便性を向上させるなど、「コンパクト・プラス・ネットワーク（※1）」の考え方のもと、都市機能誘導区域や居住誘導区域などを設定し、都市機能や居住のゆるやかな誘導、エリアを結ぶ公共交通ネットワークの再構築により、持続可能なまちづくりを推進するための指針として策定するものです。

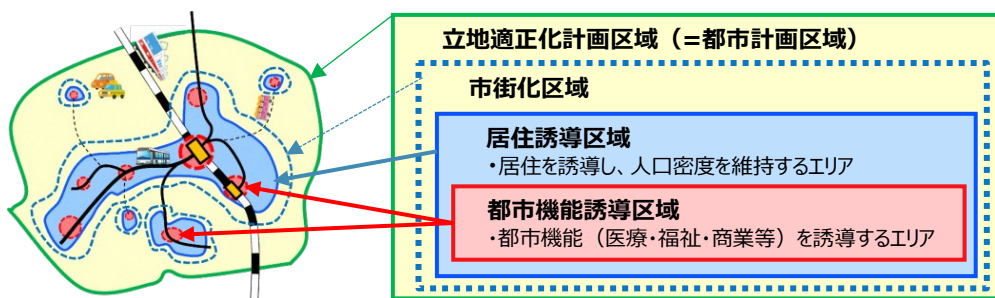
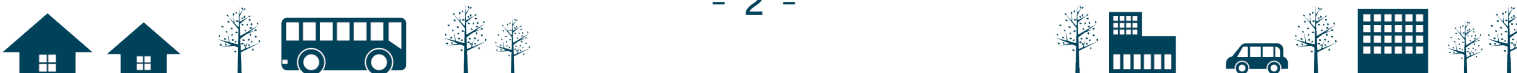


図 1-1 立地適正化計画制度のイメージ図

出典：国土交通省資料

（※1）人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携したコンパクトなまちづくりの考え方。



第1章 はじめに

第2章 江別市の現状と課題

第3章 基本的な方針

第4章 防災指針

第5章 居住誘導区域の設定

第6章 都市機能誘導区域の設定

第7章 誘導施設の設定

第8章 誘導施策

第9章 届出制度

第10章 目標値と計画の評価

1-3 立地適正化計画に定める事項

本計画では、防災指針において防災対策により機能が確保された区域に、居住及び医療・福祉・商業などの都市機能施設を誘導する区域を設定するほか、区域内へ誘導するための施策など、以下の事項について定めます。

- ① 立地適正化計画の区域
- ② 住宅・都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針
- ③ 防災に関する機能の確保を図るための指針（防災指針）
- ④ 居住者の居住を誘導すべき区域（居住誘導区域）
- ⑤ 都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域（都市機能誘導区域）
- ⑥ 都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設（誘導施設）
- ⑦ 居住の誘導や誘導施設の立地を誘導するための施策（誘導施策）

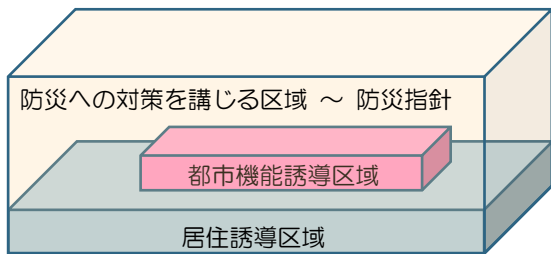


図 1-2 誘導区域と防災指針のイメージ

1-4 計画の位置づけ

本計画は、「都市計画マスタープラン」の一部として、北海道が策定する「札幌圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、及び本市のまちづくりの最上位計画となる「第7次江別市総合計画(※2)」（以下、「第7次総合計画」という。）を上位計画とし、本市の他分野の各種計画と連携を図ります。

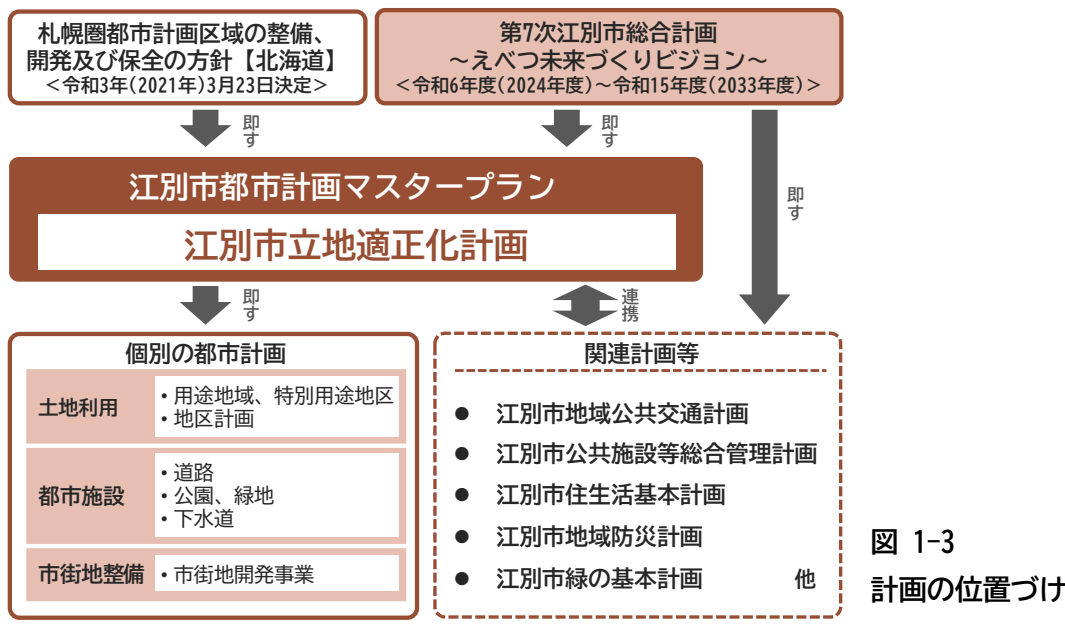


図 1-3 計画の位置づけ

(※2) 江別市のまちづくりの基本的な指針となる最上位計画。令和6年から10年間の計画。

- 第1章 はじめに
- 第2章 江別市の現状と課題
- 第3章 基本的な方針
- 第4章 防災指針
- 第5章 居住誘導区域の設定
- 第6章 都市機能誘導区域の設定
- 第7章 誘導施設の設定
- 第8章 誘導施策
- 第9章 届出制度
- 第10章 目標値と計画の評価



第1章 はじめに

第2章 江別市の現状と課題

第3章 基本的な方針

第4章 防災指針

第5章 居住誘導区域の設定

第6章 都市機能誘導区域の設定

第7章 誘導施設の設定

第8章 誘導施策

第9章 届出制度

第10章 目標値と計画の評価

1-5 計画の目標年次

本計画は、令和6年度（2024年度）を開始年次とし、目標年次以降の都市の姿を見据えつつ、都市計画マスタープランの目標年次である10年後の令和15年度（2033年度）を目標年次とします。

1-6 計画の対象区域

本計画の対象区域は、本市の都市計画区域（江別市全域）とします。

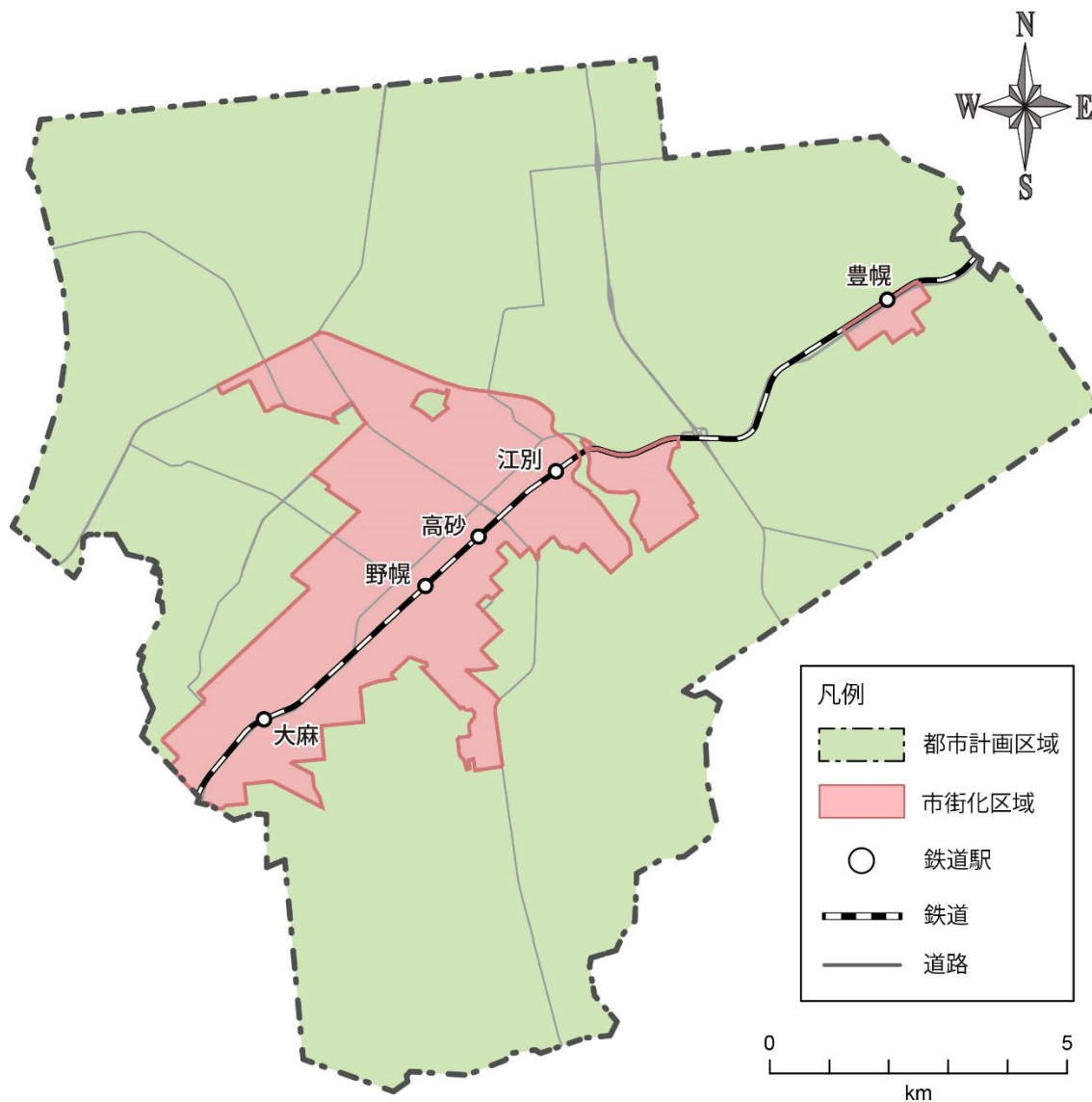


図 1-4 計画の対象区域

